

平成30年10月

各 位

山口労働局労働基準部監督課

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の御案内について

時下、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、我が国においては、長時間労働の抑制や過労死等の防止が解決すべき大きな課題となっているところですが、これらの対策を講じるため、平成26年11月に過労死防止対策推進法が施行され、現在厚生労働省において、同法に基づく政策を展開しているところです。

この取組の一環として、厚生労働省では、国民の間に広く過労死等とそれを防止することの重要性について関心と理解を深めていただくため、過労死等防止啓発月間である11月を中心に、全国48カ所で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催いたします。

つきましては、本シンポジウムの開催に当たり、別添のとおり、山口会場の開催案内を送付いたしますので、御査収いただき、また、本シンポジウムへの御参加につきまして、御検討いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省「過労死等防止対策推進シンポジウム事業」

受託事業者 株式会社プロセスユニーク

〒462-0861 名古屋市北区辻本通1丁目11番地

TEL : 0120-053-006 FAX : 052-915-1523

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 平成30年11月27日(火)  
13:30~16:00 (受付13:00~)

会場 山口市民会館 小ホール  
(山口県山口市中央2丁目5番1号)

参加  
無料

[定員] 150名

主催：厚生労働省

後援：山口県、山口市、山口県弁護士会、山口県社会保険労務士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

